

自由討論

稲生 今回は第2回目だが、一番最初に話をされたよりも、ちょっと内容として後退している。安保を問題にせず、基地公害だけを問題にしようとするという。補助金を廃止するとか、法律、協定を守らせるとか、基地を硫黄島にもって行って、騒音対策にあてるのだとか。もうひとつはメガフロートというものを考えて、どこにもっていくということもあるだろうが、メガフロートをつくっていくということも解決策ではないかということ。

衝撃的なのは、軍事基地を日本に返還しても、騒音は低減できないということ。補助金廃止などはそんなに問題でないだろうが、基地の恒久化の問題とどういう関係があるのかということである。

津田 米軍基地を変換するというだけでなく、管制権を自衛隊に移管したというのが厚木基地である。でも米軍機が飛ぶといえば、昼間であれ、早朝であれ、夜間であれ、それを止められない。だから基地施設を返還しても、在日米軍がそこにいて使えば、自衛隊が管理しても同じことである。私はすくなくとも米軍から、岩国の米軍から管理権限が自衛隊基地として自衛隊に移管されたら、実態がかわってくるんじゃないかと思っていたのだが、調べてみるとそういう事実もある。結局それだけではだめだ。結局守らせる意思がなければだめなのだという事。

稲生 誰が守らせるというのか。

津田 国だ。

河井 国が米軍にまもらせるということだろう。

津田 基地の騒音とか航空機の騒音なども作ってきた。でもすくなくとも米軍基地ではまもられていない。司法もそこは権限を、法律があって、沖縄では法律に違反しているという判決が普天間ではでた。しかし飛行差し止めはみとめていない。結局日本の司法の判断では、日本国憲法よりも条約のほうが上ということだ。

河井 前に大阪空港で騒音規制の判決がでたという。

津田 地裁と高裁では認められたが、最高裁では破棄された。

稲生 しらべてみると、安保条約をみると、日本の全部の基地を自分が支配できる体制をもっている。政府はどうするかというと、アメリカさんに　　そうするとアメリカに守らせる方法があるのか。安保を論じないでそういうことができるのか。

河井 安保があるままで、米軍の飛行をコントロールできるのかという。

津田 世論が高まらないとだめなんじゃないかと思う。世論に訴えたとしたら、在日米軍基地や安保条約でなく、公害問題として、基地公害として訴えた方が日本としては動きやすいのではないか。安保条約といたら、在日米軍がいるか、いないかという議論になる。

稲生 公害の基準もアメリカ軍は無視する。従う必要はないのだろう。

平岡 「世論」に訴えて何を行おうとするのか。世論に訴えても、世論だけで法がかわるわけではない。世論のもりあがりによって、安保条約や地位協定を改正させてアメリカ軍にも日本の国内法が適用されるようにする、ということによって、騒音公害を規制していく、大阪高裁のような話につながっていくんだろうと思う。世論が必要なんだけど、そ

これはなにかを実現するための世論をもりあげるのものであって、日米地位協定を改正して、日本の国内規制法が米軍にも適用されるという状態をつくらなければ、訴訟によっても勝てないのではないか。

もうひとつは「合意」がある。低空飛行訓練に関する合意文書とか、環境調査の立ち入りに関する合意文書とか。合意というのはあくまで紳士協定のようなもので、オスプレイの飛行についても合意文書があるけれど、合意文書でしかないから、「原則として」とか「できるかぎり」とかいう逃げ文句が入っている。オスプレイが合意に反して飛行した事実を指摘したとしても、みんなが指摘したといっても、防衛省は認めなかった。いくら合意文書をつくっても米軍側が守る意思がないから、守らせるためには「国内法を米軍にも従わせる」という枠組みをつくっていかねばいけない。

津田 「日本の国内法で米軍にたいして規制して行く」という世論がないと、司法があれだけいっても変わっていない。いまの状況は変わるよう状況ではまったくない。唯一あるとしたら、世論がもりあがって「日本に法律があるんだから、日本の法律をまもらせなければ」という世論にならないと、規制できないのではないか。在日米軍というのも、世論があれば変わるかもしれない。在日米軍はいりません、日米安保はいりません、と議論していても、それよりはできる可能性が少しは高いのではないかというぐらいのことだ。

平岡 世論を喚起すればいい。それで何をやるかということ、日米安保条約の廃止とか、地位協定の廃止とかだと、なかなかできない。騒音問題に関係しているのは、日米地位協定があるが、尊重義務しかない。守らなくてもアメリカは平然としている。そういう状態を、アメリカも日本の国内法をまもって行動するということを日米地位協定上にはっきりする。そうすれば、すくなくとも大阪空港訴訟と同じ結論をだせる。法律を適用させるというが、そういう地位協定になってないから、法律的に差し止めることができない。

河井 朝井さんが、現在の体制のなかで、環境基準を住民運動などで守らせた、環境基準を変えることができたという前例がある、と書いていた。

朝井 環境問題にかんしては、60年代後半から新潟水俣病訴訟がはじまる、ああいった訴訟を被害者がおこした。それによって国が腰をあげて、公害基本法とかを制定した。そして規制がつよまった。環境問題の簡潔化といって、最後に国がうごいて、政策をつくって、法律をつくり、環境庁もつくられた。むしろ自治体が早く動きはじめたということはある。たとえば四日市のぜんそくなども、三重県の自治体職員がぜんそく患者が多発するなかで、四日市市の企業に規制を徹底させることに公害対策課がのりだした。そのあたりを考えると、米軍基地問題がすこし特殊なのは、国家間の関係であること。アメリカが日本の法律の枠の外にあって、その行為をどうして規制していくかということが、通常法律論では想定していないような特殊な状態が、安保から60年以上つづいている。司法判断にかんしても、司法消極主義とかいわれて、司法がふみこまないこと自体に問題があるのではないかなど、法学の世界とかで語られている。三権分立という考え方はきちがえているのではないか。飛行禁止措置をかけるべきではないか。それで飛行差し止めを宣言したら、少しは物事が解決するはずだ。いままで散々基地騒音訴訟がおこなわれたけれど、結局飛行差し止めをしないという前例ができています。それが動き出さない理由になっている。

基地からはなれたところに暮らしている人は米軍基地の公害、騒音をしらない。教育レ

ベルとは関係なく、共通する特徴だ。大学教授も日米地位協定における環境規制のことなどを知らない。米兵の犯罪、米軍がやったことにたいして、日本の国内法が適用されていないということを、基地周辺でくらしている人はそのこわさがわかっている。基地とつきあっていない大多数の日本人は何も知らない。基地周辺の人たちが何を危機感をもっているかということも、わかっている。非常に無知であり、無関心である。それをどうするかというのは難しい問題だ。

津田 沖合移設。騒音がしているところに艦載機をもってくるというのがわからない、私は大竹に生まれて、大竹に育った。そういう騒音があったということは知らなかった。私は学校が岩国だったけれど知らなかった。実際知らなかった。地元がだめとか、地元がいいとか、それに通ずるようなところにいた。

河井 それを広くみれば、沖縄のことに本土のみんなが無関心ということと同じだ。

津田 それは原発も同じことだ。電力の専門家が原発に反対してうごいていても、危険だといっても、誰も動かない。うごくのは少人数。

河井 福島県の被害の現状を知らないのも同じだ。

平岡 世論を動かすことは非常に難しい。被害にあっている人が、理不尽な被害だということを政治レベルでとりあげていくべきだ。なぜこういう理不尽なことがおこっているのか、ということを考え、訴えていく、そういう作業が必要。そこから始めないと。騒音を実感してもらって、被害の理不尽さを政治レベルで訴えていくということが必要だ。

河井 司法の判断が出て行政には影響ないということだと、日本国内のことではないから、裁判をやってもだめなのか。

津田 飛行停止はできなくても、普天間は守られていない、守る努力もしていないじゃないか、といっている。方法はあるはずだといっている。

平岡 2010年の普天間の訴訟というのは最終的にはどうなっているのか。最高裁の判決か。

津田 地裁だったか。

朝井 最高裁まではまだ行っていない。

稲生 『おわらない占領：対米自立と日米安保を見直す』という本がでた。まだ占領政策が終わっていない。アメリカのいいなりになってきている。国内法をねじまげてここまできている。これでも安保の問題にふれないで、基地公害がなくせると思うのか。

津田 どういうふうにとめるかということが大変なのだ。司法が「違法」といっても、騒音の根本的な対策はとられない。司法もそこまではいわない。40数年、その数年前から、50年、半世紀も全然前にすすんでないということを考えると、どこに救いを求めるかという、あとは世論をたかめるだけだ。安保条約まで含めると、世論をたかめられないのではないか。公害をテーマとして世論がたかまってくれば、国として変えるというところまでいかねば。米軍再編ですら、小手先の行政しかしていない。そう持っていけないと、今回の提言を引き受けることはできないと考えた。

稲生 騒音の問題だけで、米軍はふれたくないという、その背景はなにか。

津田 背景は日中問題だ。いままで安保条約の改定とか廃止とかいう話はでていない。在日米軍がいるか、いらんかという話もでていない。今は北朝鮮や中国問題を背景にして、軍備をどんどん進めている。そこに活を求めるよりは現実的ではないか。公害問題として

やるしかないのではないか。

河井 全国の基地のあるところの住民で構成されている「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」では、だいたい共通の考え方があるのか。

津田 役員と意見交換するしかないのだが、厚木の人たちはたらいまわしはいけない、根本的解決ではないといっている。自分のところがよければ他へいってもいい、という話はない。しかし沖縄はちょっと違う。沖縄には被害者意識がある。自分とこでなく、山口へもっていけという。役員ではない、一般の人たちの声だ。

稲生 沖縄は違うというが、被害を受けているところの人と、受けてないところの人との違いだ。こちらは沖縄に犠牲になってくれと言っている。日本全国が基地方式でおさえられているのだから、米軍は全国同じ扱いをしていると思う。だからそんなに違いはないと思う。

津田 沖縄の人の意見をきくと、私は居心地がわるい。私たちはヤマトンチュで、沖縄対大和の話になる。沖縄の人たちは大きな被害をうけているから。そのはけ口は本土だ。

稲生 その理解は古い考え方だ。沖縄は違う国だという考え方と同じになる。ヤマトと沖縄といったけれど。

井原 われわれというより、沖縄の人たちがそういう感覚になっている。

津田 被害を本土で受け持ってくれということなのだけれど、沖縄とヤマトンチュという話になってしまう。私は黙っているしかない。

稲生 基地問題が解決しないのは、無関心だけでなく、日本人のエゴのためだ。自分たちだけのところがよくなればいいと考えてきた。それを利用したのが政府だ。

南部 私は初めてこの表をみた。全国でこんなに米軍に貸しているのか。面積がどれくらいなのか。日本の何パーセントの土地を米軍に貸しているのか。沖縄は二十何パーセント。そこからまず認識していかねばいけない。これほどのものをタダで貸して、公害までおこし、それを全部日本が背負っている。そういう現状認識をまずしなければいけない。このへんを PR しないとだめだ。岩国に住んで一番思うのは、日米地位協定だ。非常に片務的だ。交通事故で私の知っている人がなくなった。あれも結局うやむやではないか。防衛省が補償するだけであって、補償金をはらって片付ければあとは穏便に、と政府は考える。政府はまったく動こうとしていない。それをどうしたらいいのか。基本的には選挙になると思う。今の政権をどうするかというところに戻ってくる。

平岡 交通事故は、私が法務大臣だった時だった。沖縄でラムジー事件というのがあった。牛野谷の交通事故があつて、その半年あとにラムジー事件がおこった。沖縄では不起訴になった。それにたいして那覇の検察審査会が起訴相当であるという意見を2回出した。これは強制起訴となる。日米地位協定と検察審査会の判断がどういう関係になるかということでもめた。外務省が交渉して、運用の改善ということでラムジーは起訴することになった。私はラムジーは起訴になったのに、牛野谷はなぜ起訴にならないのかと言った。これは「裁判権」ではなく「管轄権」なのだ。アメリカ側は行政的な処分をする、懲戒、免職、転職とかをやれば、一応アメリカが管轄権を行使したことになって、日本側は裁判権を行使できない。しかしラムジー事件は裁判権を行使できるようにしようということになったのである。那覇の検察審査会が参考にしたのは、韓国だった。韓国では地位協定上、第一

次裁判権は韓国側にあるというような協定にかわった。それを参考にして日本側も運用を改善した。自民党政権はいろんなことを隠してやった。そのためごまかされた。日米地位協定のありかたを根本的に見直すことを考えなければいけない。私が痛切に感じたのは、法務大臣のとき、地位協定に問題があるといわれている、どこを改定したらいいか、意見をだしてほしい、一緒に勉強しようではないかといったが、全然でてこない。法務省は関心をしめさない。環境問題などは所管が違う。外務省と一緒に提げないと前にすすまない。官僚は自民党時代に飼いかいならされた、自民党的なセンスがしみわたっているから、自らそういう問題を提起しようという発想はない。

南部 牛野谷は日本の領土だろう。市の土地だ。そこで起こった事故だ。いかに公務といっても、一般市民の感覚では「そんなのはおかしい。」という感じだろう。法務的に何の処理もできないというのはおかしい。

平岡 それが「公務」ということで仕切られている。それがおかしい。自衛隊員が公務で基地以外のところで交通事故をおこしたとき、警察がきてはいけないということではできないだろう。一般の犯罪と同じだろう。これをアメリカにたいしても適用すべきだという話があつていい。そういうことを議論しろというのだが、しかし官僚をふくめてそれを議論しようとする雰囲気はない。

稲生 地位協定を変えないと何もいえない。韓国でも地位協定をかえて対等に話し合いをして地位協定をつくっていった。日本は改定の議論をしたのか。

平岡 運用の改善という協議はやってきたけれど、地位協定そのものの改定には、アメリカ側は否定的だ。今までの政権も官僚も改定にはきわめて消極的だ。そういう発想が出てこない。あした前泊さんがきて、憲法と日米地位協定とどちらが大事かという話をする。私も聞きに行こうと思う。まさに地位協定は「不磨の大典」だ。憲法の改正論議は解釈変更などがいわれているのに、日米地位協定について検討しなぞということ、政権側からおこってもおかしくないけれど、おこらない。不思議な状況である。

河井 地位協定の見直しをよびかけて反応がなかったのは、官僚か。

平岡 官僚だ。

河井 政治家ではなくて。

平岡 政治家は民主党のなかでも、野党時代に日米地位協定をこう改定しようという提案はでていた。政権とったらやるのじゃないかと思ったが、死刑問題もそうだが、一担当大臣が何をいってもダメだ。

河井 それは民主党の政治家か。

平岡 民主党の政治家だ。政権が本気になってとりくまねばやれない課題だ。日米地位協定などというものは。

稲生 「終わらない占領」のなかに民主党の案がでている。でているがそれはまったく影響をおよばさなかった。

平岡 地位協定の改定をだしたけれど、政権としてとりあげなかった。トップが判断して議論しなければ進められないことだ。それだけタブー視されていることだ。

河井 津田さんの提言は、地位協定、日米安保の改定までは踏み込まないのではないか。

平岡 日米安保や地位協定がいるかどうかまでは飛躍しないとかいてある。しかし騒音問

題として地位協定が障碍になっているなら、改定、改正ということに踏み込むことは当然ありうる。

津田 可能かどうかは別として、世論が高まって、国が動かざるをえないということになれば、地位協定や安保条約の改定までいかなければいけない。安保条約と在日米軍と地位協定を含めると、結論はみえている。安保も地位協定も70年間かえることができなかつたのだから、「いるか、いらんか」の話にしかならない。前回もそういう話をした。しかし極論にいったら、逆に解決の見通しが立たないのではないかと思う。

朝井 さきほど世論と地位協定や安保という話があったが、日本ではかけはなれているのだが、韓国やドイツでどうして地位協定が改定に到ったかという、その背景には世論の動きがあった。世論が許さなかつた。怒りに火がついてしまった。80年代おわりごろ、1年間に何度も米軍機が墜落事故をおこした。特にひどかったのは、基地開放デーで編隊でとんでいたとき、観客席におちて火の海になって、多数の死傷者がでた。これにドイツの法が適用できないということが一般市民に知れ渡った。それがドイツ再統合とむすびついて、ドイツ軍をNATOにとどまらせるために、ドイツ側の主張をそのまま受け入れることになった。

韓国でも、女子中学生が米軍戦車に轢き殺される事故がおこった。韓国の法律でさばけないので、国民世論が政府を動かした。動かざるをえないぐらい怒りに火がつかないと。政権がよくなるということがないと。アメリカと安保条約をむすんでいる国が100か国ぐらいある。しかし内容は日本と全然ちがう。世界的水準からみて、日本の安保と地位協定のありかたは全く不平等である。50年同じ状況をつづけたのは日本だけだ。外国は努力してきた。安保は廃棄して、同盟関係をむすんでいるけれど、なんとか対等にやろうとした。そういう努力を国もやった。

河井 この問題について、何らかの「提言」を出さねばならない。どこでしめるのかということをはっきりしたい。安保廃棄まで含めた提言にするのか、それではまとまらないということで、津田さんは、一步手前で、安保条約や地位協定の改定までは含めざるをえないかもしれないが、全部廃棄というところまでは行けないという判断をしたのだとおもう。そういうことで議論をすすめていいか。

井原 市民の目線で政策提言をしても、そう簡単に変えられるものではない。市民の目線で地位協定のおかしさ、基地のおかしさとか、被害の大きさなどを市民の目線で見きわめて、いかにおかしい、耐えられないものであるかをいって、それを改善するためにはどうするかを提言する。地位協定にかかわるかもしれない、合意文書にかかわるかもしれない。最終的には条約とか基地そのものにかかわっていくかもしれない。すじみちをたてて、改善するために地位協定のどこがおかしいかを考えて、提言していく。さかのぼっていけば、住民生活への被害だけでなく、安全保障の問題として考えていかなければいけない。アジア共同体のこともある。住民生活の被害だけ考えるなら、安保条約など考えなくてもいい。

外交とか基地問題、安保をふくめるのであれば、長期的に基地問題とか安保条約を考える。短期的に考えれば、基地はなくならないかもしれないけれど、今被害をうけている騒音とか犯罪とかにかんして、基地があることを前提として、どうやって改善していくのかを考える。そのとき地位協定をどうするかも。二段がまえで考えていかなければいけない。

何がおかしいのか。地位協定のどこが守られていないのか。基地の外でおこったことを、なぜわれわれ日本人がさばけないのかということをあきらかにしながら、世論に訴えて、世論が高揚するようにはかっていく。それがこの会の目的ではないか。政策提言をして、世論をうごかして、政治家をうごかしていかねばならない。そういう方法へすこしでも持っていくべきだ。

事故の裁判権にしても、公務については基地外でもアメリカに裁判権があるとなっているが、公務外では日本側に裁判権を持つとたしか書いてあったと思う。合意文書ではそうになっているが、裏では密約があって、日本側は裁判権をすべて放棄しているといわれていたとおもう。そういう実態をすこし知って、そんな理不尽なことがやられているのだということ、表向き日本に認められていることがちゃんとやられていないという現実を明らかにして、我々が声をだしていけば、アメリカは対抗できないだろう。その適用がおかしいということも。密約があってさらにおかしいことになっているということがあれば、そこはもっと突ける。あきらかにすることによって世論を喚起できる。地位協定上、低空飛行訓練は認められていない。どこでも低空飛行訓練ができるとはなっていないときいている。それは基地間移動ということで説明されている。

平岡 高村正彦氏あたりが、基地を提供しているのだから、そこにいる部隊が必要とする訓練は一応 OK だということにした。

井原 それもものすごい無理がある。沖縄でも岩国でも、訓練区域、海域がきちんときまっています、提供されている区域がある。それもおかしいと思うが、やむをえない。しかし基地がある以上、日本のどこでも訓練できるのだと外務省がいうとしたら、それはおかしい。訓練するところは地位協定上こうなっていると規定しなければいけない。そういう法的な根拠をもってわれわれも声をだしていかねばいけない。最終的には政府がやらなければいけないけれど、今の政府にはだめだから、われわれが言っていかなければ。それをまともに考える政府ができてくれば、変えていくこともできるかもしれない。違法に基地を運用することが認められているとは思わない。

安保問題、基地問題までふくめて安全保障の問題として考えるのだったら、長期的な構想として提言できるのだったら、そこまでやらなければいけない。当面の問題として事故、事件、騒音とかから住民を守るためにどうするかということなら、そういう提言ができればいい。専門的になるから、どこまでわれわれが提言できるか。

稲生 市民がこんな不平等を受けている、こんな被害をうけている、われわれはこう考えている、ということを提言していくことだと思う。権力がどう考えているかを忖度する必要はない。

平岡 被害の実態だけを訴えるというのなら、「提言」にはならない。現状の制度がどうなっていて解決しないのか、どうしたらいいのかというところまで踏み込まないと。大きな問題、アジアの安全、日米安保などまでいくと際限のない話だ。具体的にうけている被害を解消していくためには何が必要なのかを、できるところまでしていかなければならない。

井原 被害の実態を知ることは大切。現状のなかでどう改善してくかと言うことになる。

平岡 自衛隊もジェット戦闘機を持っている。自衛隊に関する騒音訴訟というのはどういう現状になっているのか。

津田 小松は自衛隊だけだ。どれだけの被害か、実態はわからないが、W 値としてはかなり高い。住民に健康被害調査をやっている。産業医の資格をもっている人が、国際的な騒音被害調査のマトリックスにそって各地区でアンケートをとり、アンケートを提出したひとから産業医が直接聞き取りをしている。その結果を論文としてまとめている。権威ある形で公表する。かなり被害がある。岩国でも夜中にジェット機がとんでアメリカに行くが、小松では、自衛隊がアラスカまで飛んで行って米軍と合同訓練をするとき、アメリカの爆撃機の護衛としていくという。そのとき夜間にでて、アラスカに昼間に到着する。かなり健康被害があるという。産業医が話した。

平岡 国内法が米軍に適用されるようになって、騒音被害については、そんなに改善されないだろう。自衛隊に国内法を適用しても、むずかしいかもしれない。

河井 環境規制の基準はそれほど厳しいものではないのか。

津田 環境庁にいったとき、沖合移設の環境アセスのことを言ったら、環境アセスをこえるじゃないかと言ったら、民主党の政務官が、法律をまもるのは当然といった。騒音被害についてはそれだけ改善されないかもしれない。自衛隊の被害があるのなら、米軍の被害があっても、改善はむずかしいかもしれない。環境省の担当官は、環境省に力がないという。環境省は力がない省だから、国民の後押しが必要なのだといった。議事録をみた。でてきたのは、関空の訴訟団の質問が記録されていただけだ。環境省ですら世論の後押しが必要といった。法律を守るという意識がない限りは、何をいっても意味がない。

井原 環境基準は、日本国内では強制力があるのか。

津田 航空機の騒音については何もなし。

朝井 できたのは 73 年、10 年後を目標として、「可及的すみやかに達成する」とある。しかし達成できないときの罰則のことはなにもかいてない。そのまま何十年もたった。環境庁は騒音を測っているが、測っているだけで、何の指導もしていない。ただ、測っているために、成田や羽田とかは W 値が下がっているが、米軍機の W 値が高いというのはのこっている。

河井 環境基準は国内的には影響力があるのか。

朝井 民間航空機にたいしては、航空会社が努力したのか、環境庁が指示したのかわからないが、大阪空港の裁判の影響もあって、改善されている。低騒音の航空機をつくるなど。その場合、米軍との間にあきらかに違いがある。

津田 環境基準は水質、大気、土壌とある。これは民間企業にたいして拘束力があり、守らなければ操業停止になる。しかし航空機にだけは拘束力がない。岩国への移設でも、新設空港だといったら、新設でなく移設であるという苦しい回答をしている。

井原 裁判で違法となって、損害賠償をみとめている。それは大きな成果だ。それを積み重ねていけば、国民の意識も変えていけるかもしれない。政治がかわれば、もっと大きく政治がうけとめる可能性もある。アメリカ軍だからといって治外法権になっているけれど、どこかで線を引いて守っていかねばならないことがある。いろんな法律を使い、裁判を使って訴えていかねばならない。

津田 西広島空港もそうだ。移転してほっといたら、住宅地域になってくる。環境を維持するという考え方は国にはないだろう。環境を守るといふ姿勢を求めていかないと。騒音

が大きくなった段階で解決策を考えていったら、こんなに被害が大きくなるはならなかった。

休憩 (INTERMEZZO)

平岡 政党にも政治的な裏付けをしてくれるシンクタンクが必要だと思った。政治的主張だけで、賛成とか反対とかいって右往左往している。小沢さんが代表だったとき、民主党シンクタンクのようなものがあった。しかしそんなところへ金をつかうのなら選挙に金つかえとって、なくなった。

重岡 議会事務局の職員がそこまで能力があれば、いまみなさんが話したようなことをどんどんあげることができる。残念ながら、条例案にしても意見書にしても、こっちでそこまでまとめる知識のあるシンクタンクがない。議会事務局にもっと優秀な人がいて、こちらが提言したら、その資料をつくってくれる。これが議会事務局を強化する。

平岡 今重岡さんが言われたようなことは国会図書館がやってくれる。だが、政策的提言まではやってくれない。歴史とか他の国がどうやっているかとか、いろんな人の考え方とか。それならやってくれる。

河井 資料収集なら市立図書館がやる。この関係の資料をあつめてくれといえればいい。

平岡 市立図書館はどういう機能をもっているのか。

河井 本来そういうことを市立図書館がやらなければいけない。

平岡 そういうスタッフがいるのか。

河井 それは知らない。

重岡 いないからやらないのだ。

河井 本来図書館の役割には入っている。地方自治法で「議会図書室」も置かれている。

重岡 形はある。

河井 ただ力量があるかどうかはわからない。

重岡 国会で政治家が動くこともあり、世論にアピールする手もある。意見書というのは適当に書いてだせばいい。あとは通るか通らないかだ。条例案で、議員立法でだせるようなものもあるかもしれない。たとえば環境問題とか、条例案でだせるような。

平岡 政党にもちゃんとしたシンクタンク的な機能をもったものが支えてくれるようなものがないといけない。市にはなにかあるのか。

河井 市立図書館がある。稲生さんに図書館長にもどってもらわねばならない。

重岡 資料とシンクタンク的なものと、両方がほしい。

討論再開

平岡 井原さんは密約があったようだったけど、そういう認識があるのか。

井原 認識ではなくて、内密の文書があった。沖合移設が始まる前。

朝井 2001年ぐらいに発覚した。

井原 財政当局が予算をつけるにあたって、条件をつけた。ただ沖合移設や安全安心では予算はつけられないということなので、岩国の基地対策部長と広島防衛局と県の部長の3者だったか、内密の文書化をしていて、沖合移設後、NLPをやることもありうるということをして市側も承知しているという表現で、半ば認めるようなことがかいてあった。それ

が私がいったとき、今だから言うけれど、秘密文書としてあった。内密文書としてあったが、KRY だかどこだか、誰かがすっぱぬいて、私のところへ記者がとんできて、こういう文書があるけど、どうなんだという。私もまずいものが出たなと思ったけれど、こんな文書はけしからんといって、防衛省と交渉して、将来にわたって意味のないことを確認してくれといって、公式にはそこで、文書があったのは事実だし、そういう合意をしているけれど、発覚したのを契機に、将来的には約束したことにはならないことを防衛省と一応確認した経緯がある。でも、できるときはそれが内密の文書としてとりかわされて、沖合移設がはじまった。

河井 確認したときの記録文書はないのか。

井原 何かで残っていると思う。

河井 それは岩国市が NLP の可能性を容認したことを否定するための証拠となる効果があるのではないか。

井原 内部文書として残ったとおもう。ああいうことは発覚すればおかしいということになる。防衛省もつつばねる状況ではなかった。だから将来的には効果のないことと言わせることになった。

平岡 NLP 実施の密約であって、空母艦載機の移駐の密約ではなかった。

井原 空母艦載機移駐の密約はそこまでは何ら明らかでなかった。当時は NLP が問題だった。

河井 59 機は全然話にでてなかったのか。

井原 艦載機の話はでてなかった。

平岡 NLP は艦載機のことだから。

井原 そりゃそうだ。当時は NLP の話だけだったが、裏には艦載機移駐の話もあったかもしれない。基地対策担当部長クラスの防衛文書だ。

平岡 それは市長が書かせたのだろう。

井原 予算とるために何もなしでは予算がとれないから、と防衛省からいわれたのだろう。

平岡 その当時、私は大蔵省にいた。市から沖合移設するからとお願いにきて、先輩に頼みにいった。そういう密約があるとすると、私にも責任の一端が。

津田 おかしい、騒音問題では金がでないというのは。公害が一番の問題だ。

井原 騒音は表向きのことで、国がやるのは、大蔵省が金をだすのは、基地の機能を少しでももって来ようという意図があったのだ。

平岡 財務省としては、損害賠償の話があり、かなり多額の賠償金を払っている。政府負担が減るということで、金目の問題として考えたのだろう。

重岡 提言の 3, 4, 5 はだいたい出たが、2 の海上メガフロートは、これはどういうことからの提言なのか。

津田 メガフロートを提案したのは、メガフロートを作る防災関係のころからでたことで、国がその話にのったのだろう。

朝井 メガフロート案は、厚木基地で NLP をやりはじめたのは 89 年からで、苦情がふえた。神奈川県が基地対策の協議会を結成して、その結果として硫黄島の NLP。硫黄島では NLP をやっていない。メガフロートでやったらということで、横須賀沖合で実際にやって

みた。太平洋なので、沖合でやると波が高すぎて安定しない。沿岸でやるとできないこともないが、沿岸の騒音になるので、くみたてて新しい基地をつくったほうが楽ということだった。米軍側があまりやりたがらなかった、技術的に新しいものをうけつけないかった。頓挫した。それから 30 年たったので、現在の技術だとどうなっているか。瀬戸内海だったらできるかもしれない。

河井 それで困るのだ。

重岡 メガフロートでは波が高いからむりだ。瀬戸内海といえば人口密集地がすぐそばにある。メガフロート対策として、5000 億円という、笹川さんが言ってっていたが。

平岡 商工会議所会長だ。

重岡 空母の何分の 1 かのものを沖合においていくという考えかたがある、空母の上だけを治外法権にしておけば、外海においてもいい。メガフロートにかわるようなものだ。海のうえで練習しなさいということだ。

井原 それは実践訓練になる。いいアイデアだ。

重岡 私だからこういうばかみみたいな質問ができる。合併まえに、兜島、前島、あの辺を空母に見立てたものにしたら、という市議員がいた。それは勘弁してくれということになった。空母をつかって、空母の上を治外法権にしたら、四国の沖などで、5000 億円でメガフロートにかわるようなものにしたら。あんたら、外でやりなさいと。

井原 それは面白い発想だ。アメリカの退役した空母を。

平岡 訓練するときには、ちょっと広くないと。失敗したときに逃げる場所がある。

河井 2 隻必要だ。

重岡 厚木から硫黄島まで 1200km。岩国へきたら 1400km になる。いままでも硫黄島では遠いから、NLP の施設をつくりたいといった。しかし岩国へきたらもっと遠い。空母をつかってやれば、硫黄島と中間地においておけば。騒音も直接日本国民に与える確率は低くなる。

河井 それは、日米安保はあっても、NLP の場所をつくれればいい、そのなかで基地公害をなくする、という考え方だ。

重岡 私は日米安保、地位協定については、日本国民を守るための改正は必要だが、その廃止までは考えていない。公害がなくなればいいのだ。

平岡 地位協定の改正で、規制を厳しくしていくという対応と、施設による物理的な対応による騒音対策とがある。規制と施設のどちらを優先するか。規制はいくら強化しても、自衛隊の戦闘機で解決しないのなら、解決しない。必然的に物理的対応にならざるをえない。ただ硫黄島でやればいいということになると、NLP やるたびに移動する。ずっと硫黄島にすんでもらって活動したらいいと言ったら、硫黄島には遊ぶところがない、そんなところにはおれない、あそぶところがないと困る反対した。彼らは戦争するために来たのではなく、遊ぶためにくるんだから、基地の町であそびたいというのがある。物理的対応にも、そういう面からの問題がある。

重岡 空母なら憩の場にもいける。着岸している間は騒音はおこさない。

平岡 馬毛島のように何も無いところでは、はい行きますということになるかどうか。

津田 施設などで、物理的に解決するというのをイメージしておかないと、騒音問題を

解決するという話に乗ってこない。

重岡 今日は米国相手という話が8-9割だったが、自衛隊も戦闘機をとばしてガンガンやっている。公害だけで話しすると、米軍だけ規制するというわけにはいかない。自衛隊の基地も考慮に入れていかねばならない。公害だけで考えると、逆に範囲が幅広くなってむずかしい。今の話は、米国にたいする安全協定と地位協定を公害にリンクさせて、アメリカだけなのか、日本も入れてかんがえるのか。日本はいいよ、アメリカだけを相手とする、というのはむずかしい。

津田 国内むけには、騒音公害にたいする法律がある。

重岡 自衛隊機も由宇町の上をとんでいる。自衛隊は我々を守っているというのはわからない。自衛隊の戦闘機が真上を飛んでいる。自衛隊は国民を守っている、という前提で話しているが、道路をとおったら、ほんとうに真上を飛んでいく。そういう問題をふくめて、自衛隊は国民を守っている、公害ゼロは難しいが、すべて基地を撤去することも難しい。被害をより少なくするということなら、音源を遠いところへもっていくしかない。音を遠くへということなら、空母をつくってやれば、まあすむのではないか。

井原 自衛隊は考慮にいれないで、米軍基地の問題としてやろうということだろう。少し整理したほうがいい。

河井 自衛隊と米軍を同じ基準で規制するということになるのか。

重岡 自衛隊も問題をおこしているから、小松の騒音問題がおこる。自衛隊と米軍を同様にあつかうか、切り離して論ずるか。

井原 公害ということだと、自衛隊も対象にしなければいけないから、米軍に限定して論ずるべきだ。

平岡 米軍基地に的をしぼればいいのだが、自衛隊の騒音の例があるのに、米軍だけを問題にするのは不当、という意見も出てくる。どこかに注意書きするしかない。一緒に議論することはできない。アメリカの本土では騒音問題はどうか扱われているのか。オスプレイについては議論がある。

朝井 日本ほど住宅密集地に基地があるということはない。日本には土地がないから基地が住宅密集地になった。アメリカでは日本ほど社会問題化していない。基地に依存した経済がうまれる。基地の関係の人を相手にした地元産業もある。基地と住民が密着してしまう。市民があまり反対運動しない。

井原 アメリカでも訓練機にたいする反対運動があり、その基地がなくなったという例がある。オスプレイも、事故がおこって訓練が中止になったなどがある。

津田 アメリカでも基地のまわりが市街地化するという問題があり、反対運動がおこる。そこで基地を移設するということがあった。

稲生 アメリカが日本を守っているという考えがある。安保が必要、基地を活性化すると経済的にいいという声もある。だから公害も我慢しなければいけないという側面がでてくる。そうすると本質を見失ってしまう。片務性のたかい悪法は、この点を改正したいという部分的な問題ではない。基本的には安保を見直すことにせざるをえない。でないとう公害問題も解決しない。

重岡 見直しとは。

稲生 政界では、安保をそろそろ見直さねばならないという声が出はじめた。こういう不平等性の高い安保はなくさねばならないという意見がではじめている。江藤淳などもそういう見方をしている。

平岡 不平等がなくなれば、安保はあってもいいのか。

稲生 そういうわけではない。考え直してみなければいけないということ。

重岡 フィリピンが一気に基地をなくした。当時のフィリピンのような形でやっていくということだ。

平岡 フィリピンは基地の借料が高いから、条件があわなくて出て行った。

朝井 フィリピンは戦勝国という立場で、アメリカを置いてやっているという関係。

重岡 置いてやっているとならばフィリピン政府はおもっていた？

朝井 だって、アメリカはお金を支払っていた。前提がちがう。

重岡 それじゃ日本とは全く違う。議論にならない。

平岡 前提がちがっても、安保は1年前に通告すれば廃止される。日本がいらないといえれば1年で廃止になる。

稲生 10年たったら見直すとか、1年たったら廃止できるという条項があるが、一度もやったことがない。そこまでの議論をしないとだめだ。どの条項をみても、条件も期間も限定されてない。全部アメリカの自由だ。この安保を議論しないで、部分的にここを改定してくれといってもやれるのか。

河井 井原さんのいったように二段構えでいくしかない。

平岡 基地公害の問題をやるのなら、安保廃止までいくのは問題の提起のしかたが悪い。

井原 津田さんが最初にやった時は基地とか安保をやった。今回は、それだけでは国民の意識をそこまで変えるのは難しいから、公害ということでやろうとした。もともとは全体をとりあげていた。

重岡 安部首相は、米国に帰ってもらって、自衛隊を軍隊にして国力をたかめるという勢力だ。安保条約をやめたり、今のようなことをすすめると、自衛隊を国防軍にするという流れ方に自然になるから、騒音問題が自衛隊が日本の軍隊になるという議論を、ある程度考えておかないと。安全保障を見直すという議論ではない。

河井 提言なんかできなくなる。

重岡 「基地はかえしてください、日本は日本で守る」という方向へどんどん行くのではないか。

朝井 自衛隊基地を米軍基地にするという流れがある。共同訓練とかオスプレイで。滋賀県高島市、高知県とか、いままで米軍訓練をやっていなかったところが、共同訓練場として使われるようになるのではないか。

重岡 そのあとに、日本の集団的自衛権とリンクしている、安倍首相は。今日米間ではらのさぐりあいをしている。

南部 安保はどうするかといえば、日米関係をどうするかということになる。基地公害の問題だったら、地位協定に踏み込むというぐらひの話になる。津田さんが、しばってやらんと、安保までいったら広がりすぎるといったのだから、安保問題は一応保留することにしよう。しかし大事な問題だから、いずれは取り上げたい。

稲生 わかった。はっきり言いたいのは、日米同盟は軍事同盟ということ。現在の安保問題は経済問題、政治問題に変質しつつある。日本の自立性がないということになった。友好条約をむすぶということで安保問題を解決できる。騒音問題をてこにして、安保問題を展開することは可能だとおもう。

南部 この間の原発のときに、再稼働容認か、即廃止か、という議論になった。あれと同じになる。提言を作ることなら、どっちかにしぼってやらなければ、いつまでたってもできない。基地公害といえば騒音の問題になる。

稲生 最初に津田さんが、基地公害と安保の問題を論じた。その部分を、講演と議論の部分をまとめたものを今日出すことができたなら、こういう形では展開しなかつたらう、津田さんが内容を変えたわけだ。

河井 私はそれを尊重したい。

稲生 尊重するにあたって、公害を中心にして提言すればいい。しかし安保がこういう形で立ちはだかっているということは確認しておかねばならない。

井原 日米関係もあるが、それは別途にやることにする。

河井 そのほうが思い切ってやれる。

津田 たしかに前回の議論を端折ったことになる。私は基地公害ということで、法律を前面に出して守るというのであって、自衛隊と米軍とを分けるのではない。法律を守らせるということに尽きる。前回は岩国基地と基地公害だった。40年、50年改正しなかつた、主権がない、アメリカにもものがいえない。それは安保条約につながっていく。では安保も米軍もいないということになる。それでは短絡的。もっと議論をすすめていかねばいけない。安保は軍事同盟になる。そこは簡単に踏み込めない。純然たる法律を守るか守らないかということに基地公害を絞っていく。安保条約にふみこむと、日米地位協定はさげられない。ここで私が議論するようには整理できない。これが基地公害つながっているのは間違いない。この問題を解決できるかできないかは別にして、法律がなければ作る、ということで、そこで切り分けることでやりたい。

河井 1~10の提言ができたとする。そうすれば第11提言として、これから安保、地位協定の存続の是非について、今後考えていくということを明記しておけばいい。

平岡 それは提言でなく、将来の課題とするのでいい。

河井 いや、私たちが政権をとったら、安保が必要かどうかの問題にふみこんで議論する、ということを明言しておくことは必要だ。

平岡 公害問題と騒音問題を一緒にしようとしているが、まず騒音問題をやって、そのつぎに環境問題についても議論する、というようにしたほうがわかりやすい。

津田 公害ということで、その他にわかっていることがあれば、それもいれていく。

河井 米兵犯罪などを除外するというわけにもいかないだろう。

井原 事故はどうするか。それも除外して騒音だけにするのか。

平岡 裁判権の問題は公害としては扱にくい。

稲生 基地公害を基地騒音だけにすると狭い。基地公害なら犯罪も、環境問題もある。それをあげて、解決するための提言を示していく。

河井 平岡さんは、それでは散漫になるといっている。

平岡 裁判権問題はものすごい勉強が必要。津田さんをお願いするといってもできないだろう。

津田 騒音問題としてやるといっている。犯罪は日米安保、地位協定と一緒に議論すべきではないか。

重岡 騒音だけだったら、岩国も沖縄も三沢も同じだが、それ以外となると、岩国と嘉手納、普天間、厚木、それぞれ問題が変わってくる。岩国以外のことも共通して話せるかどうか。騒音だったら大体同じだから話せる。

津田 環境の土壌なんかはあまり情報がない。日本の法律を適用するとか、立ち入り権をとるとか。基本的には公害に関する日本の法律を考える。

河井 環境基準も含め、基準を厳密にするということも含まれるだろう、

井原 津田さんがまとめていくのだから、津田さんの思いを大事にしてやるといい。

稲生 私はこれを否定しているわけではない。

井原 騒音を中心にしながら、環境、土壌を含めて、改善する、法律を守らせるという観点から提言するということになるのだろう。その背景には安保条約、地位協定があるが、それはまた別にやることにすればいい。そのときは稲生さんに中心に個人演説をしてもらうといい。

稲生 今回は岩国基地と基地公害にしぼるのか。

津田 最初は岩国基地と基地公害としたが、それではエゴになる。全国の基地の問題としてやっていかないといけない。そうすると法律もかかわってくる。

河井 岩国基地ではなく米軍基地ということ。

井原 それで稲生さんはいいのか。

南部 もう一回やるのだろう。

井原 もうちょっと提言のような形にまとめてもらうといい。

南部 提言の草案を書いてもらって。私だってそうさせられたんだ。

重岡 今年愛宕山の米軍住宅がはじまる。2017年にまでに軍人が住む。交通アクセスも必要になる。環境が変わってくる。

稲生 これをベースに提言の形にまとめていくということだ。内容は「基地公害2」をまとめて提言にすることになる。

南部 今日の議論をまとめて草案を作っていただければいい。

平岡 朝井さんにも協力してもらってはどうか。

河井 朝井さんと合作でお願いしたい。お願いできるか。

朝井 いいけれど、論文に書いたこと以上のことがいえるかどうか、わからない。

平岡 われわれが出す提言が現実性のないものでないか、世の中の人がみてるようなものになるかどうかを、専門的に勉強した人にチェックしてもらわないといけない。

重岡 市議会での環境問題に特化するのだったら、役に立つような条例案をつくるのかいうことで助言があったら、教えてほしい。

井原 われわれが作るものを専門的な観点からチェックしてもらうというのはいいい。

発言者

平岡秀夫	岩国市楠町
南部博彦	岩国市平田
津田利明	岩国市桂町
重岡邦昭	岩国市由宇町
河井弘志	周防大島町日前
稲生 慧	岩国市岩国
井原勝介	岩国市今津町
朝井志歩	松山市???